

副 本

乙第14-2号証

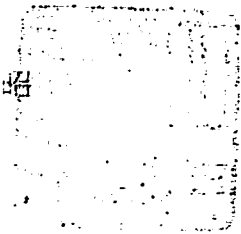
建 設 省

建設省河開発第131号の2

昭和60年11月27日

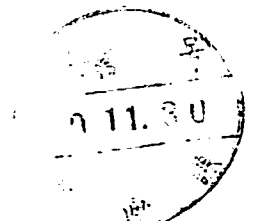
千葉県知事  
沼田武 殿  
(水道に係る広域使用権の  
設定予定者)

建設大臣 木 部 佳 昭



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の  
作成について (照会)

特定多目的ダム法 (昭和32年法律第35号) 第  
4条第1項の規定により、八ッ場ダムの建設に關す  
る基本計画を別添のとおり作成したいので、意見を  
求める。



# ハツ場ダムの建設に関する基本計画(案)

(建設省告示 第 号)  
(昭和 年 月 日)

建 設 省

## ハツ場ダムの建設に関する基本計画（案）

### 1 建設の目的

#### (1) 洪水調節

ハツ場ダムの建設される地点における計画高水流量  
毎秒 3,900 立方メートルのうち、毎秒 2,400 立方メー  
トルの洪水調節を行う。

#### (2) 水 道

群馬県に対し、別途手当される農業用水の合理化に  
より行われるかんがい期における用水の確保（以下  
「別途手当」という。）と合わせて、新たに 1 日最大  
260,900 立方メートル、藤岡市に対し、新たに 1 日  
最大 21,600 立方メートル、埼玉県に対し、別途手当  
と合わせて、新たに 1 日最大 761,500 立方メートル、  
東京都に対し、別途手当と合わせて、新たに 1 日最大  
499,300 立方メートル、千葉県に対し、別途手当と  
合わせて、新たに 1 日最大 126,100 立方メートル、  
北千葉広域水道企業団に対し、新たに 1 日最大 30,200  
立方メートル、印旛郡市広域市町村圏事務組合に対し、  
新たに 1 日最大 67,400 立方メートル、茨城県に対し、  
新たに 1 日最大 94,200 立方メートルの水道用水の取

水を可能ならしめる。

(3) 工業用水道

群馬県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大30,200立方メートル、千葉県に対し、新たに1日最大19,900立方メートルの工業用水の取水を可能ならしめる。

2 位置及び名称

(1) 位置

利根川水系吾妻川

右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場

(2) 名称

八ッ場ダム

3 規模及び型式

(1) 規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）131.0メートル

(2) 型式

重力式コンクリートダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に  
関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量

最高水位は、標高 583.0 メートルとし、総貯留量は、107,500,000 立方メートルとする。

ロ 有効貯留量

最低水位は、標高 536.3 メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの有効水深 46.7 メートルに対応する貯留量 90,000,000 立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水期（毎年 7 月 1 日から 10 月 5 日までの間をいう。以下同じ。）においては、洪水調節を行う場合を除き、水位を標高 555.2 メートル以下に制限するものとする。

洪水調節は、洪水期において標高 583.0 メートルから標高 555.2 メートルまでの容量最大 65,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。なお、洪水調節は、非洪水期（毎年 10 月 6 日から翌年 6 月

30日までの間をいう。以下同じ。)においても予備放流により行うことができるものとする。

ロ 水 道

群馬県の水道用水として、渋川地点下流において、新たに1日最大88,100立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年9月26日から翌年5月31日までの間において新たに1日最大172,800立方メートルの取水を、藤岡市の水道用水として、渋川地点下流において、新たに1日最大21,600立方メートルの取水を、埼玉県の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大357,700立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月10日までの間において新たに1日最大403,800立方メートル、毎年4月11日から4月15日までの間において新たに1日最大216,700立方メートルの取水を、東京都の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大451,000立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月15日までの間において新

たに1日最大48,300立方メートルの取水を、千葉県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大85,500立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年3月31日までの間において新たに1日最大40,600立方メートルの取水を、北千葉広域水道企業団の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大30,200立方メートルの取水を、印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水として、布川地点下流において、新たに1日最大67,400立方メートルの取水を、茨城県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大94,200立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

群馬県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期にお

いては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートル  
までの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大  
26,500,000 立方メートル、非洪水期においては標高  
583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量  
90,000,000 立方メートルのうち最大 7,004,000 立  
方メートルとする。

藤岡市の水道用水のための貯留量は、洪水期にお  
いては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートル  
までの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大  
32,200,000 立方メートル、非洪水期においては標高  
583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量  
90,000,000 立方メートルのうち最大 986,000 立  
方メートルとする。

埼玉県の水道用水のための貯留量は、洪水期にお  
いては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートル  
までの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大  
7,289,000 立方メートル、非洪水期においては標高  
583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量  
90,000,000 立方メートルのうち最大 18,895,000  
立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通  
年取水を可能とするための貯留量として、洪水期に



においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大424,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大15,098,000立方メートルとする。

東京都の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大9,191,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大23,824,000立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大51,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大1,828,000立方メートルとする。

千葉県の水道用水のための貯留量は、洪水期にお

いては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大1,743,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,518,000立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大43,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大1,417,000立方メートルとする。

北千葉広域水道企業団の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大616,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大1,597,000立方メートルとする。

印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水のため

の貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,373,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 9,000,000 立方メートルのうち最大 3,560,000 立方メートルとする。

茨城県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,919,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 9,000,000 立方メートルのうち最大 4,975,000 立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節に支障を与えないように行うものとする。

#### ハ 工業用水道

群馬県の工業用水として、渋川地点下流において、別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年 9 月 26 日から翌年 5 月 31 日までの間において新たに 1 日最大 30,200 立方メートルの取水を、千

葉県の工業用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大19,900立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

群馬県の工業用水のための貯留量は、別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大46,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大1,226,000立方メートルとする。

千葉県の工業用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大405,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大1,050,000立方メートルとする。

ただし、工業用水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節に支障を与えないように行うものとする。

5 ダム使用权の設定予定者

群馬県（水道）

藤岡市（水道）

埼玉県（水道）

東京都（水道）

千葉県（水道）

北千葉広域水道企業団（水道）

印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）

茨城県（水道）

群馬県（工業用水道）

千葉県（工業用水道）

6 建設に要する費用及びその負担に関する事項

(1) 建設に要する費用の概算額

約 2.110 億円

(2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第 59 条、第 60 条第 1 項及び第 63 条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額

建設に要する費用の額に 1,000 分の 525 を乗じて得た額とする。

ロ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく群馬県（水道）、藤岡市（水道）、埼玉県（水道）、東京都（水道）、千葉県（水道）、北千葉広域水道企業団（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）、茨城県（水道）、群馬県（工業用水道）及び千葉県（工業用水道）の負担額

群馬県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の41を乗じて得た額とする。

藤岡市（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の5を乗じて得た額とする。

埼玉県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の168を乗じて得た額とする。

東京都（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の154を乗じて得た額とする。

千葉県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の33を乗じて得た額とする。

北千葉広域水道企業団（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の10を乗じて得た額とする。

印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の22を乗じ

て得た額とする。

茨城県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 31 を乗じて得た額とする。

群馬県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 4 を乗じて得た額とする。

千葉県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 7 を乗じて得た額とする。

## 7 工 期

昭和 42 年度から昭和 75 年度までの予定

# ハッ場ダムの建設に関する基本計画(案)

## 参 考 図 書

- 1 建設費内訳書
  - 2 建設費負担割合算定書
  - 3 洪水調節計画説明書
  - 4 水道用水計画説明書
  - 5 工業用水計画説明書
- 
- 図-1 流域一覧図
  - 図-2 計画概要図
  - 図-3 ダム構造図
  - 図-4 貯水池容量配分図
  - 図-5 洪水調節図及び流量配分図
  - 図-6 水道用水専用施設計画概要図
  - 図-7 工業用水専用施設計画概要図



1 建設費内訳書

(昭和60年度時価)

(単位：千円)

項	工 種	種 別	単位	金 額
建設費			一式	202515500
	工 事 費		"	103384000
		ダ ム 費	"	74509000
		管 理 設 備 費	"	2273000
		仮 設 備 費	"	24952000
		工 事 用 動 力 費	"	1650000
	測 量 及 び 試 験 費		"	8530000
	用 地 費 及 び 補 償 費		"	82173000
		用 地 費 及 び 補 償 費	"	32130000
		補 償 工 事 費	"	49514000
		生 活 再 建 対 策 費	"	529000
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費		"	6537000
	営 繕 費		"	771000
	宿 舎 費		"	1120500
工事諸費			"	8484500
合 計			"	211000000

## 2 建設費負担割合算定書

### (1) 身替り建設費

#### イ 河 川（洪水調節）

容 量  $65,000 + 17,500 = 82,500$  千 $m^3$

建設費 178,400 百万円

#### ロ 都市用水

容 量  $90,000 + 17,500 = 107,500$  千 $m^3$

建設費 209,000 百万円

### (2) 妥当投資額

#### イ 河 川（洪水調節）

年平均被害軽減額 46.442 百万円

年 経 費 146 百万円

妥当投資額  $\frac{46.442 - 146}{0.0464} \approx 998,000$  百万円

#### ロ 都市用水

身替り建設費をもって算定 209,000 百万円

### (3) 分離費用

#### イ 河 川

他目的容量  $107,500 - 65,000 = 42,500$  千 $m^3$

建設費 142,300 百万円

分離費用  $211,000 - 142,300 = 68,700$  百万円

□ 都市用水

他目的容量  $107,500 - 25,000 = 82,500$  千 $m^3$

建設費 178,400 百万円

分離費用  $211,000 - 178,400 = 32,600$  百万円

(4) 費用割振

(単位：百万円)

区 分	河 川	都 市 用 水	合 計
a) 身替り建設費	178,400	209,000	
b) 妥当投資額	998,000	209,000	
c) a, bいずれか小	178,400	209,000	
d) 専用施設費	0	0	
e) (c - d)	178,400	209,000	
f) 分離費用	68,700	32,600	101,300
g) 残余便益 (e - f)	109,700	176,400	286,100
h) 同上率 (%)	38.3	61.7	100.0
i) 残余共同費配分	42,015	67,685	109,700
j) 負担額 (f + i)	110,715	100,285	211,000
k) 負担率 (%)	52.5	47.5	100.0

都市用水二次アロケーション

区分	種別	取水量 (m <sup>3</sup> /s)			ダム補給容量 (千m <sup>3</sup> )			負担率 (%)		
		通年	別途手当	小計	通年	別途手当	小計	通年	別途手当	小計
水道用水	群馬県	1.02	2.00	3.02	7,367	7,180	14,547	2.1	2.0	4.1
	藤岡市	0.25	-	0.25	1,805	-	1,805	0.5	-	0.5
	埼玉県	4.14	4.674	8.814	41,254	17,714	58,968	11.7	5.1	16.8
	東京都	5.22	0.559	5.779	52,016	2,144	54,160	14.8	0.6	15.4
	千葉県	0.99	0.47	1.46	9,865	1,665	11,530	2.8	0.5	3.3
	北千葉広域水道企業団	0.35	-	0.35	3,488	-	3,488	1.0	-	1.0
	印旛都市広域市町村圏事務組合	0.78	-	0.78	7,772	-	7,772	2.2	-	2.2
	茨城県	1.09	-	1.09	10,862	-	10,862	3.1	-	3.1
	小計	13.84	7.703	21.543	134,429	28,703	163,132	38.2	8.2	46.4
工業用水	群馬県	-	0.35	0.35	-	1,257	1,257	-	0.4	0.4
	千葉県	0.23	-	0.23	2,292	-	2,292	0.7	-	0.7
	小計	0.23	0.35	0.58	2,292	1,257	3,549	0.7	0.4	1.1
合計	14.07	8.053	22.123	136,721	29,960	166,681	38.9	8.6	47.5	

### 3 洪水調節計画説明書

利根川は、明治29年、43年を始め昭和10年、13年、22年、33年、34年と相次いで大出水に見舞われており、特に昭和22年9月のカスリン台風による洪水は未曾有のものであった。

また、近年では昭和56、57年に戦後1～2位を争うほどの出水に見舞われており、早急な治水安全度の向上が要請されている。

利根川水系工事実施基本計画では、基本高水のピーク流量は、昭和22年9月洪水を主要な対象洪水とし、さらに利根川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して基準地点八斗島において $22,000\text{ m}^3/\text{s}$ とし、このうち八ッ場ダムを含む上流ダム群で $6,000\text{ m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $16,000\text{ m}^3/\text{s}$ に計画されており八ッ場ダムは、当該計画の一還をなすものである。

八ッ場ダムの洪水調節計画は、ダムサイトにおける計画高水流量 $3,900\text{ m}^3/\text{s}$ のうち $2,400\text{ m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、吾妻川下流の洪水流量の低減をはかるとともに、利根川本川下流の洪水被害を軽減させるものである。

洪水調節方法は、一定率一定量方式とし、このための洪水調節容量、 $65,000\text{ 千m}^3$ を確保するものである。

#### 4 水道用水計画説明書

群馬県においては、県央及び東部地域の人口増加と生活水準の向上等により水道用水の需要が年々増加しているため、群馬県の水道として八ッ場ダムに依存し、最大取水量  $1.02 \text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。また、広桃用水の合理化に伴う水道用水への転用水と合わせて通年取水を可能とするため毎年9月26日から翌年5月31日までの間、八ッ場ダムより最大取水量  $2.00 \text{ m}^3/\text{s}$  に対し補給を行うものである。

藤岡市水道においては、市の発展に伴い人口の増加と生活水準の向上等により水道用水の需要が年々増加しているため、藤岡市水道として八ッ場ダムに依存し、最大取水量  $0.25 \text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。

埼玉県においては、県南地域の人口の増加と生活水準の向上及び地下水転換等により水道用水の需要が年々増加しているため、埼玉県の水道用水として八ッ場ダムに依存し、最大取水量  $4.14 \text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。また、中川水系農業水利合理化事業（第一次）及び埼玉合口二期事業の合理化に伴う水道用水への転用水と合わせて通年取水を可能とするため、中川水系農業水利合理化事業（第一次）は毎年10月1日から翌年4月10日

までの間最大取水量  $2.166 \text{ m}^3/\text{s}$ 、埼玉台ロ二期事業は毎年10月1日から翌年4月15日までの間最大取水量  $2.508 \text{ m}^3/\text{s}$  に対し八ッ場ダムより補給を行うものである。

東京都においては、利根川系水道拡張事業の一環として水需要の増大に対応するため、東京都の水道用水として八ッ場ダムに依存し、最大取水量  $5.22 \text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。また、埼玉台ロ二期事業の合理化に伴う水道用水への転用水と合わせて通年取水を可能とするため毎年10月1日から翌年4月15日までの間、八ッ場ダムにより最大取水量  $0.559 \text{ m}^3/\text{s}$  に対し補給を行うものである。

千葉県においては、人口の増加と生活水準の向上等により水道用水の需要量が年々増大しているため千葉県営水道、北千葉広域水道、印旛郡市広域水道に八ッ場ダムにより、各々最大取水量  $0.99 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.35 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.78 \text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。また千葉県営水道においては、江戸川坂川<sup>島</sup>用水合理化事業に伴う水道用水への転用水と合わせて通年取水を可能とするため毎年10月1日から翌年3月31日までの間、八ッ場ダムにより最大取水量  $0.47 \text{ m}^3/\text{s}$  に対し補給を行うものである。

茨城県においては、県南及び県西地域の人口の増加と生活水準の向上及び地下水から地表水への転換等による水需要の増大に対応するため、茨城県の水道用水として八ッ場ダムに依存し、最大取水量  $1.09\text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。

## 5 工業用水計画説明書

群馬県工業用水道は、昭和53年度から太田西部等の東毛地区に対し、給水を開始しているが、今後の水需要に対処するため、広桃用水の合理化に伴う工業用水への転用水と合わせて通年取水を可能とするため毎年9月26日から翌年5月31日までの間、八ッ場ダムにより最大取水量  $0.35\text{ m}^3/\text{s}$  に対し補給を行うものである。

千葉地区工業用水道は、昭和46年度から千葉市、市原市等の工業地区に対し、給水を開始しているが、今後の水需要に対処するため、工業用水を八ッ場ダムに依存し、最大取水量  $0.23\text{ m}^3/\text{s}$  を確保するものである。